

# 日南町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更

令和8年2月25日

## 1. 計画変更の背景

- 日南町新型インフルエンザ等行動計画(町行動計画)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(政府行動計画)及び鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画(県行動計画)を踏まえて策定するものである。
- 従前の町行動計画は、2014年12月に策定。2024年7月に政府行動計画、2025年1月に県行動計画の改定を踏まえ整合性をとる必要があるため変更に至った。

## 2. 対象となる感染症

- 1 新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
- 2 指定感染症(感染症法第6条第8項)
- 3 新感染症(感染症法第6条第9項)

## 3. 対策の目的及び基本的な戦略

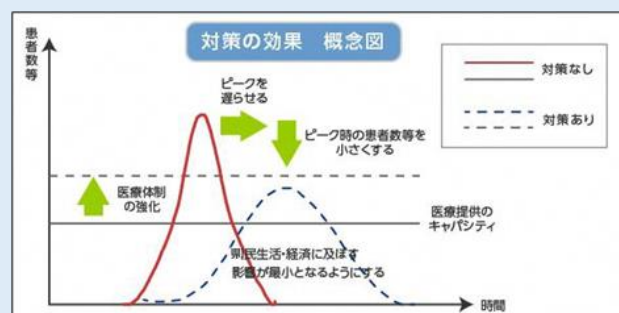
### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図り、患者数等が医療提供体制の許容量を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

### 2 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民の生活および町民経済活動への影響を軽減する。
- ・ 地域での感染症対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画(BCP)の作成や実施等により医療提供の業務や町民生活および町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果概念図>



## 4.発生時期の考え方

- 準備期・発生前の時期
- 初動期・県内で発生した場合を含め、国内及び世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した時期
- 対応期・封じ込めを念頭に対応する時期
  - ・病原体の性状等に応じて対応する時期
  - ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
  - ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

## 5.町行動計画のポイント(主要7項目)

### 1 実施体制

- ・発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。
- ・発生時に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、関係機関や町民とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにする。
- ・町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深め、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

### 3 まん延防止

- ・病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。
- ・対策の効果と影響を総合的に勘案し、病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

### 4 ワクチン

- ・新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながることから、町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。
- ・発生時には、国が確保し供給されるワクチンを活用し、接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

## 5.町行動計画のポイント(主要7項目)

### 5 保健

- 町は、県が実施する健康観察に協力し、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、食事の提供等の当該患者や、その濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、又は物品(パルスオキシメーター等)の支給に協力する。

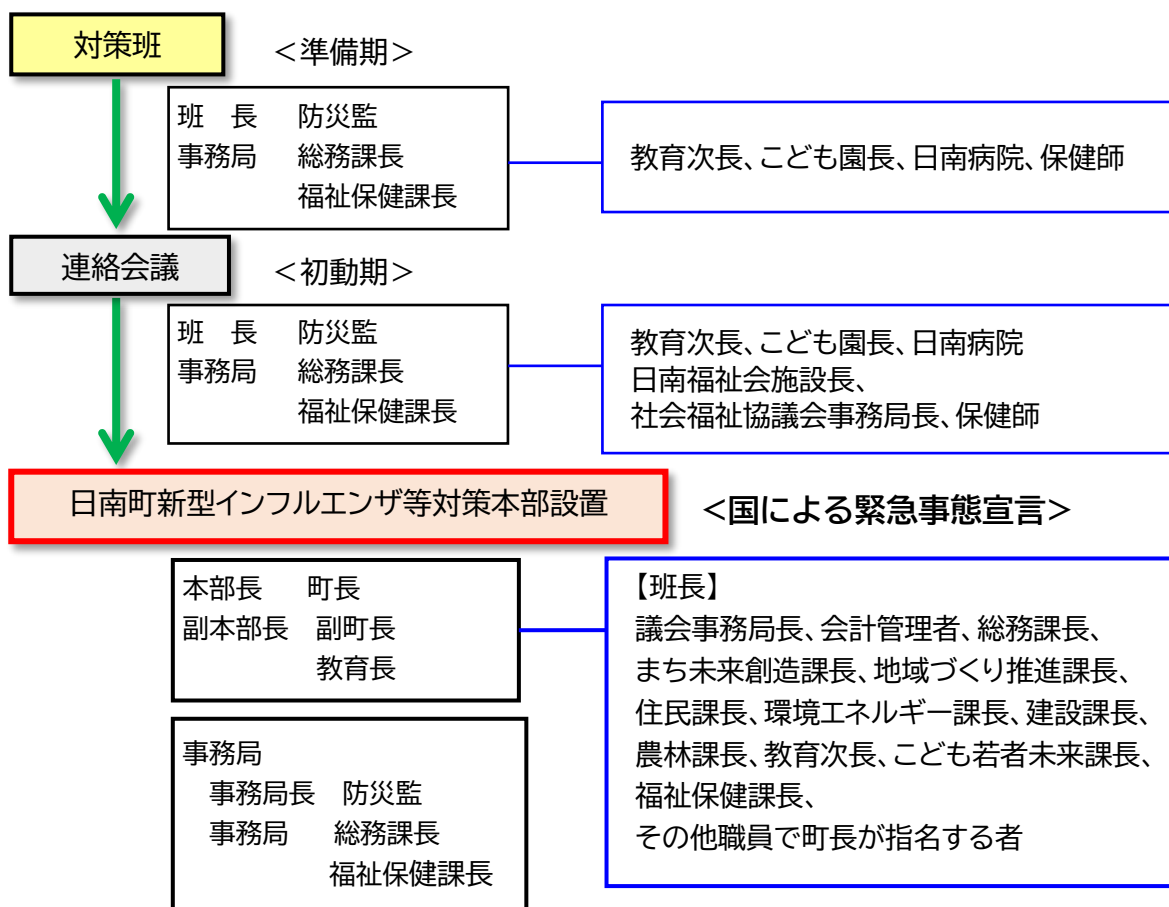
### 6 物資

- 町は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

### 7 町民生活及び町民経済の安定の確保

- 町は、発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。
- 発生時には、町は、町民生活及び町民経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 6.組織体制



※こども園及び日南病院は、町対策本部と連携し、現場対応を行う。

## 7.対策推進のための役割

機関	役割の概要
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン・医薬品の調査や研究、それらに係る国際協力を推進。</li> <li>・準備期の対策の着実な実施、定期的な訓練等による対策の点検及び改善。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策閣僚会議・新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組の推進。</li> <li>・指定行政機関は、相互に連携し、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定。</li> <li>・発生時には、政府対策本部で基本的対策方針を決定し、対策を推進。</li> <li>・国民等へ基本的な情報の提供・共有。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法、感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割。</li> <li>・平時に医療提供体制の整備、検査体制の構築、医療提供体制・保健所・検査体制・宿泊療養等の対応能力について計画的な準備。</li> <li>・発生時には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行。</li> <li>・予防計画や医療計画等について協議。</li> <li>・予防計画に基づく取組状況は毎年度進捗確認し、国に報告する。</li> <li>・平時から関係者が一体となって PDCA サイクルに基づき改善を図る。</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の最も近い行政単位であり、基本的対策方針に基づき、的確に対策を実施。</li> <li>・県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前から、県と医療措置協定を締結し、院内感染症対策の研修、感染症対策物資等の確保を推進。</li> <li>・業務継続計画の策定、鳥取県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。</li> <li>・発生時の感染症医療及び通常医療の提供体制の確保。</li> </ul>
指定(地方)公共機関※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(BCP)の策定、対応をする。</li> </ul>
登録事業者※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前から、感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。</li> <li>・発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。</li> </ul>
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から感染防止のための措置の徹底、衛生用品等の備蓄に努める。</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前から、個人レベルでの感染対策の実施(換気、マスク着用、咳エチケット等)、衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄に努める。</li> <li>・発生時には、感染拡大を抑えるための情報(発生の状況や予防接種等の実施等)を得て、個人レベルでの対策を実施する。</li> </ul>

※1 電気、ガス、鉄道、医療、金融、通信等に関連する事業者で政令により定めるもの(県知事が指定するもの)

※2 感染拡大時にも医療や国民生活・経済を維持する業務を行う事業所が、事前に厚生労働大臣に登録を受けたもの